一般社団法人栃木県薬剤師会長 一般社団法人栃木県病院薬剤師会長 一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会長 栃木県配置薬協議会長 栃木県医薬品卸協会長 栃木県医薬器販売業協会長 栃木県医療機器販売業協会長 栃木県医療機器販売業協会長 栃木県、薬事工業会長 栃木県、薬事工業会長 栃木県、麻薬協会長

栃木県保健福祉部薬務課長 小林 由典

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、栃木県においても、ゴールデンウィークを目前に控え、必要な感染防止対策等を継続・強化し、感染の拡大を食い止めていく必要があります。

つきましては、貴会員等に対し、別添「警戒度レベル県版ステージ 2.5 『厳重警戒』における対応」について周知くださるようお願いいたします。

また、飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」を導入することとしましたので、併せて御周知願います。

薬事審査担当(担当:鈴木)

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20

tel:028-623-3120

e-mail:yakumu@pref.tochigi.lg.jp

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について(依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいた だき御礼申し上げます。

さて、本日開催した第51回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の現在の感染状況や医療提供体制の負荷の状況を踏まえ、4月24日以降の警戒度レベルは県版ステージ2.5「厳重警戒」を維持することといたしましたが、ゴールデンウィークを目前に控え、人の動きが活発になることが想定されますので、必要な感染防止策を継続・強化し、感染の拡大を食い止めていく必要があります。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「警戒度レベル県版ステージ 2.5 『厳重警戒』における対応」について周知してくださいますようお願いいたします。

また、飲食店に行っていただいている感染防止対策をこれまで以上に後押しし、県民の皆様に 安心してご利用していただくため、感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」を導入すること としましたので、併せて御周知願います。

> 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 栃木県新型コロナウイルス生活相談センター TEL 028-623-2826

警戒度レベル県版ステージ2.5「厳重警戒」における対応

① 区域 栃木県全域

※下線部が変更点

- ② 期間 令和 3 (2021)年 4 月24日(土)~ 5 月16日(日)※終期は予定。状況を見て判断。
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

- ●県民に対する協力要請(特措法第24条第9項)
 - ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域の適用を受けた都道府県への不要不急の移動は避けることを要請
 - ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請 (「会話する=マスクする」運動(特に会食の場における適切なマスク着用)を展開)
 - **感染リスクが高まる「5つの場面」での注意**を要請(特に、大人数の会食は控えるよう注意)
 - ・ 体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
 - ・ 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
 - ・ 外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請
 - <u>大人数が集まる飲食・飲酒やパーティー</u>及びこれに類するものについては、自粛するよう要請
 - ・ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する=マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な 取組**を要請(特措法第24条第9項) 特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意
- ・飲食店に対し感染症対策(アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスクの着用の推 奨、換気の徹底等)を適切に実施することを要請(特措法第24条第9項)
- 職場関係の大人数の会食を控えることを要請(特措法第24条第9項)
- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・ テレワーク等の推進、オンラインビジネスの推奨

●催物(イベント等)の開催に関する協力依頼

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

- ① 全イベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」を、主催者等が徹底するとともに、参加者も十分理解すること。
- ② 各イベントの類型ごとに定められた要件等を満たすこと。
- ①,②を満たした場合に、下記の人数上限等による開催を可とする。(それ以外は、人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さい方とする。)
- *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断

■収容率

大声なし^{※1} 100%以内 大声あり^{※2} 50%以内

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。 すなわち収容率は50%を超える場合がある。

■人数上限

5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

- ※収容率要件又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。
- ※その他の要件の詳細は、令和3年2月26日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」1. (3)①のとおりとする。

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027

https://corona.go.jp/news/

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

(1)徹底した感染防止等(収容率50%を越える催物を開催するための前提)			
1	マスク常時着用 の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。	
2	大声を出さないこと の担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)	
(2)基本的な感染防止等		
3	①、②の奨励	・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)	
4	手洗い	・こまめな手洗いの奨励	
5	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒	
6	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気	
7	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに 応じ、収容人数を制限	
8	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では隣席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)	

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

9	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)	
10	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。	
11)	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ	
12	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処	
13	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進	
14)	ガイドライン遵守の 旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表	
(3	3)イベント開催の共通の前提		
15)	入退場やエリア内の 行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行 動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。	
16	地域の感染状況に応 じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応	

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」について

目 的

感染防止対策に取り組んでいる飲食店を、県が認証、公表することで、県民の皆様により安心してお店 を利用していただく。

対 象

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施している飲食店(取組宣言の実施と認証の同時取得も可能)

認証の流れ

5月上旬 5月中旬頃から 県HPにおいて認証基準公表

事業者からの申請受付開始

※第1回受付期間:10月末まで(次回受付は申請状況により検討)

※郵送、メールによる受付を先行。準備が整い次第、事務局HPで申請受付を開始予定

申請受付後随時

- ・現地確認の日程調整
- ・調査員(委託事業者)による現地確認
- ・認証基準に適合している店舗に対し、認証ステッカー(仮)の交付

※今後実施を予定している「第2弾 県民一家族一旅行」で付与する地域限定クーポン取扱店舗への参加登録は、本認証を受けることを条件とし、申請する事業者を登録する。GoToイートについても本認証を受けることを新規登録の条件とするよう調整している。



安心してお店を利用してほしいから・・・

飲食店への感染防止対策認証制度

『とちまる安心認証』

にご参加ください

「とちまる安心認証」とは

感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証し公表することで、 県民のみなさまにより安心してお店を利用していただく取組です。

1 認証基準の確認

認証までの流れを ご案内するまる



認証の基準を確認、感染防止対 策に取り組む



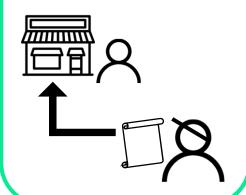
2 認証の申請

オンラインまたは郵送などで申請



3 現地確認

調査員の現地確認を受ける



4 認証ステッカー交付

認証基準に適合している場合、認証ステッカー (仮)を受け取る







栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策 取組宣言」をしている飲 食店が対象となります。 (認証との同時取得も 可能です。)

※ 制度の詳細は決まり次第、県HP等で公表いたします。

お問合せ先:栃木県新型コロナウイルス生活相談センター 028-623-2826

=「第2回地域企業感染症対策支援補助金」のご案内=

県内中小企業者等の皆様に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助 する制度があります。

公募期間 令和3年4月16日(金)10時から5月31日(月)17時まで 補助金ポータルサイト https://www.tochigi-kansentaisaku.com

=認証のポイント=

認証基準の一例をご紹介しますので、感染防止対策の参考にしてください。(詳細は決まり次第、県HP等でお知らせします。)

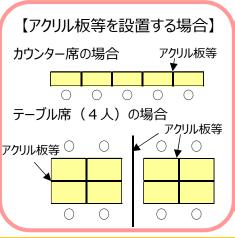
1 お客様の感染症予防

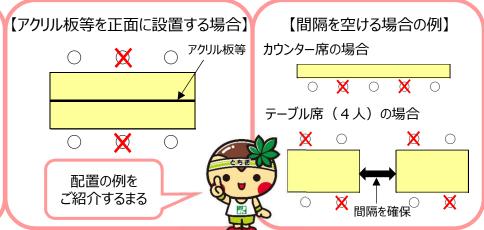
入口にアルコール消毒設備を置き、入店時に必ず、手指消毒とマスク着用をしていただく。

テーブルとテーブルの間にパーティションを置く、または間隔を最低1m以上空ける。

テーブルの上にパーティションを置く、または座席の間隔を1m以上空ける。

※ただし、少人数の家族や介助を必要とする場合は除く。





2 従業員の感染症予防

常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。

業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合には、出勤を停止させる。

定期的な手洗い、アルコールによる手指消毒をする。

3 施設の衛生管理

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして十分な換気をする。

ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗いやアルコールによる手指消毒をする。

4 感染症予防対策の掲示

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に取り組み、「宣言書」「ステッカー」を掲示する。

感染症予防対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

5 患者発生に備えた対策

従業員等の感染がわかった場合、保健所の指示・調査等に協力し、感染拡大防止策を講じる。

従業員に対し、感染拡大防止のための適切な行動を徹底させる。